

(証券コード 9830)

平成 28 年 2 月

単元未満株式をご所有の株主の皆様へ

トラスコ中山株式会社

単元未満株式の買取請求及び買増請求に関するご案内

証券取引市場で売買できない単元未満株式の売却方法及び買増方法について、ご案内いたします。なお、単元未満株式の買取・買増に係る手数料を無料としていますので、単元未満株式をご所有の株主様におかれましては、この機に、買取・買増制度をご利用いただきますようお願い申し上げます。

記

【買取請求の概要】

1. 買取請求とは、お持ちの単元未満株式の売却を希望される場合に、当社に時価で買い取るよう請求することです。

買取請求の効力は、所定の書類等が株主名簿管理人事務取扱場所で受理したときに生じ、買取単価は、その日の東京証券取引所の終値となり、買取単価に買取請求株式数を乗じた額が買取単価となります。

2. 手続きは、以下の停止期間以外いつでもできます。

当社の決算日（毎年 12 月 31 日）、中間決算日（毎年 6 月 30 日）及びそれ以外の株主確定日（あらかじめ公告する一定の日）の 3 営業日前から株主確定日までの間

【買増請求の概要】

1. 買増請求とは、単元未満の株式を所有する場合、その単元未満株式数と併せて 1 単元（100 株）となる株式数について、当社に売り渡すよう請求することです。

（例：60 株ご所有の場合、40 株買増を請求し、100 株とすることができます。）

買増請求の効力は、株主名簿管理人事務取扱場所にて所定の書類の受付及び買増概算金の入金の両方が確認された日に生じ、買増単価はその日の東京証券取引所の終値となり、買増単価に買増請求株式数を乗じた額が買増単価となります。

2. 手続きは、以下の停止期間以外いつでもできます。ただし、当社が買増請求により譲渡する株式を保有していないときは、請求に応じることができません。

①当社の決算日（毎年 12 月 31 日）、中間決算日（毎年 6 月 30 日）及びそれ以外の株主確定日（あらかじめ公告する一定の日）の 10 営業日前の日から決算日、中間決算日及びそれ

以外の株主確定日までの間

(証券会社等での受付締切は、証券会社等によって異なる可能性がありますので、ご注意ください。)

②上記①の他、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることがあります。

【買取請求及び買増請求の方法について】

1. 特別口座に記録されている株主様

単元未満株式の買取請求及び買増請求に関する必要書類は、下記窓口へお問い合わせください。各種必要書類につきましては、三井住友信託銀行ホームページからでもご請求いただけます。

郵便物送付先 及び お問合せ先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 Free ダイヤル 0120-782-031 (土・日・祝祭日を除く 9:00~ 17:00) ホームページ URL (http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html)
-----------------------	---

2. 証券会社に口座を開設されている株主様

口座のある証券会社へお問い合わせください。

以上